

【再質問】

中央児童相談所等の適正規模化とは、具体的にどのように取り組むのか。

また、プロジェクトチームでは、虐待対応の見直しについて、どのようなことを考えているのか。

【再質問への答弁】

中央児童相談所等の適正規模化については、他県に、同じ建物の中に、二つの児童相談所を設置している例がありますので、短期間で組織の適正規模化を図るために、中央児童相談所においても、こうした方法がとれないかを検討しているところであります。

次に、プロジェクトチームでの検討については、起きてしまった虐待への対応だけでなく、虐待を未然に防ぐ取組も見直してまいります。

例えば、地域コミュニティの力を活用した見守りネットワークの強化や、職員が対応する業務に民間の力を導入できないかなど、あらゆる角度から検討を行って、虐待防止に向けて全力で取り組んでまいります。

【要望】

児童相談所の体制強化について、児童相談所の対応の遅れにより、子どもたちの命が守れないことはあってはならない。子どもたちの命を預かる児童相談所の役割は大変重要であるため、児童相談所の体制の更なる強化については、できることからすぐにでも取り組んでもらいたい。

プロジェクトチームでは、児童相談所や市町村をはじめとした地域のネットワークがより効果的に機能するよう、民間活力の導入も含め検討し、児童虐待防止にしっかりと取り組むことを強く要望する。

令和2年第3回県議会定例会知事答弁要旨

代表質問（令和2年9月10日）

河川課

杉本 透 議員（自民党 南足柄市・足柄上）

質
問

3 県民の安全安心を守る取組について
(2) 豪雨災害に対する河川の取組について

令和元年東日本台風では、県西部や県央を中心に浸水被害や土砂災害が数多く発生した。また、城山ダムにおいては緊急放流が行われ、ダム下流の県民に大きな不安を与えたこともあり、県民の水害への危機意識は大きく高まることとなった。

そうした中、県では、「神奈川県水防災戦略」を策定・公表し、被害を最小化するための緊急的な対策を進めるなど、ハードソフトの両面から様々な水害対策に重点的に取り組むこととしているが、今年も、破堤や溢水による大水害が起きることがないように河川の整備などによる治水事業を重点的に進めるとともに、適切な情報提供などによる住民避難を促す取組を進める必要があると考える。

そこで、豪雨災害の頻発化・激甚化が想定される中、河川ではどのような対策を行ってきたのか、また、今後、どのように取り組んでいくのか、見解を伺いたい。

知
事
答
弁

次に、豪雨災害に対する河川の取組についてです。

県は、豪雨災害の頻発化・激甚化に備えるため、水防災戦略を定め、広い範囲で治水効果が期待できる遊水地の整備や、鉄道交差部で川幅が狭くなっているボトルネック箇所の整備など、大規模事業を加速させています。

また、河川施設の能力を最大限に発揮させるよう、堆積土砂の撤去などにも取り組んでいます。

こうしたハード整備と合わせて、緊急時に住民の皆様の避難を支援するため、市町村から多くの要望を受けている河川監視カメラや水位計の増設などのソフト対策も積極的に進めています。

さらに、相模川水系の城山ダムでは、昨年、緊急放流を行いました。より大きな降雨に対応できるよう放流量を増やすとともに、あらかじめダムの水位を下げる事前放流の運用を8月から開始しました。

また、これまで事前放流を行っていなかった酒匂川水系の三保ダムでも、9月から、初めて事前放流の運用を開始するなど、県内のダムにおける洪水調節機能を強化しました。

このほか、緊急時に、迅速かつ正確に市町と同時に情報共有が図られるよう、ラインワークスを基軸とした新たな仕組みを構築しました。

今後、水防災戦略に基づく河川整備を着実に進めるためには、財源の確保が必要です。

そこで、昨日、私自ら、全国知事会の危機管理・防災特別委員長として、来年度の国の概算要求に向けて、武田国土強靱化担当大臣に緊急要望を行いました。

今後とも、県は、十分な予算措置を講じるよう、引き続き、国へ強く働きかけるとともに、県民の命と財産を守るために、河川の治水対策にしっかりと取り組んでまいります。

令和 2 年 第 3 回 定 例 会 警 察 本 部 答 弁 要 旨

令和 2 年 9 月 10 日 (代表) 一般 質問

杉本 透 議員 (会派 自 民 党)

質問番号 3 - (4)

(質問要旨)

3 県民の安全安心を守る取組について

(4) 妨害運転に関する県警察の取組について

改正道路交通法の施行により、いわゆる「あおり運転」が妨害運転と定義され、新たに罰則の創設や行政処分の引き上げが行われたが、法改正による一定の抑止効果もあり、現在まで県内で妨害運転の検挙はなく、全国的にも数件の検挙数に留まっていると聞いている。

県警察においては、重大な交通事故となりかねない妨害運転を厳しく取り締まってほしいが、まずはこのような妨害運転が行われないよう安全で快適な交通環境を構築していくことが重要となる。

そのためには、とりわけ改正法の内容を県民に対して周知徹底することや、妨害運転に直結する交通違反の取締りを強化することが有効と考える。

そこで、県警察において、妨害運転の抑止に向け、どのように取り組んでいくのか、見解を伺いたい。

(警察本部長答弁)

- 妨害運転に関する県警察の取組についてお答えをいたします。
- 県警察では、本年 6 月 30 日に施行された改正道路交通法に適切に対応するため、広報啓発及び厳正な交通取締りに取り組んでおります。
- 具体的な取組ですが、まず、広報啓発については、妨害運転の危険性、妨害運転には厳しい罰則が科せられること、さらには妨害運転を誘発しない運転の必要性などについて、改正法の施行前からラジオ放送や交通情報板などの各種広報媒体を活用して広く周知をしてまいりました。
- 今後あらゆる媒体を活用して広報啓発を推進していくほか、妨害運転の抑止や妨害運転を受けた場合の立証に有効であるドライブレコーダーの普及促進についても、関係機関・団体と連携しながら広く県民の皆様呼びかけてまいります。

- 次に、交通取締りについては、県警察では平成 29 年に東名高速道路上において発生した重大な交通死亡事故以来、事故に直結する可能性の高い車間距離不保持違反等の取締りを強化してまいりました。
- 引き続き、妨害運転の芽を摘むため、危険性の高い違反の取締りを強化してまいります。
- また、新たな取組といたしまして、改正法施行日の 6 月 30 日及び夏の事故防止運動に先駆けた 7 月 10 日に高速道路等において、ヘリコプターとパトカーなどによる空陸連携した交通取締りを実施いたしました。
- 今後も必要に応じ、こうした取締りを実施してまいります。
- 妨害運転は極めて悪質で危険な行為であり、重大な事故の原因となるなど断じて許されないものであります。
- 県警察といたしましては、広報啓発や交通取締りを通じて妨害運転の抑止に努めるとともに、この種行為を仮に認知した場合には、法の趣旨に則って厳正に対処してまいります。
- 以上でございます。